

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定事務取扱要領

1 認定基準について

- (イ) 当該申請の時点において中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による経済産業大臣の指定を受けた者（再生手続開始申立等事業者）に対して50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権または前渡金返還請求権を有していること。
- (ロ) 当該申請の時点において当該再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権または前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること。

2 申請必要書類

・法人の場合

- (1) 申請書（**2部**） ※押印不要
- (2) 決算報告書の写し（直近1期分）
- (3) 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 ※3か月以内のもので、コピー可
- (4) 債権（売掛金）の証明書類

・個人の場合

- (1) 申請書（**2部**） ※押印不要
- (2) 確定申告書の写し（直近1年分）
- (3) 市内で事業を営んでいることが確認できる書類
- (4) 債権（売掛金）の証明書類